

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和7年5月23日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するため、医療的ケア児に関する医療、保健、福祉、保育、教育、労働等の多岐に渡る専門的な知識の理解や、総合的な調整等の技術を受講者に習得させることが必要である。

このため、事業の効果的かつ効率的な実施にあたって、本事業の遂行にあたってのノウハウと実績を有し、平成29年度から令和6年度の本事業においても誠実に事業実施を行った学校法人旭川荘を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記3の「業務委託実施説明書」に定める業務委託に参加できる者の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する募集を行う。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、学校法人旭川荘と当該応募者に対して企画提案書の提出を求め、プロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。

2 事業名

令和7年度岡山県医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修

3 事業内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約日から令和8年2月27日まで

5 応募要件

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- と。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 実施主体は本県内に活動拠点を有する法人等であって適切な事業運営ができる者であること。
 - (7) 医療的ケア児等に関する相当の知識と実務経験を有するとともに、過去3年以内において、本事業と類似する研修事業を的確に実施するなど、本事業を遂行するに足りる十分な能力・実績を有する者であること。
 - (8) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てを誠実に履行していること。
 - (9) 都道府県税、岡山県内の市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 手続等

(1) 担当部局

岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL：086-226-7345
FAX：086-224-6520

(2) 業務委託説明書、仕様書の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月6日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記（1）の場所に同じ
なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>からダウンロードできる。

(3) 仕様書に関する質問

- ①提出期間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月6日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記（1）の場所に同じ
- ③提出方法 仕様書に対する質問・回答書（第1号様式）により原則としてファックス又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファックスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。（以下同じ。）
- ④回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）の午後5時までにファックス等で回答する。
ただし、期限日の前日に到達したものにあっては期限日の午前中に、期限日に到達したものにあっては期限日の午後5時までに回答する。

(4) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月6日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記（1）の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。
この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

7 その他

- (1) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び業務委託仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、6(1)に同じ。